

お知らせ

2024年 1月 26日

新関西国際空港株式会社

代表取締役社長 保田 亨

今般、当社におきましては「ネットワーク再構築等作業（以下、本業務といたします。）」の発注を予定しており、本業務受託者を「プロポーザル方式（企画提案方式）」により決定することといたします。

この方式は、当社の提示する条件に基づき企画提案書をご提出頂いた後、当社の審査員がその内容を審査し、最終的に本業務受託者を決定するものです。

つきましては、下記及び「ネットワーク再構築等作業に関するプロポーザル説明書」のとおり企画提案の募集を行いますので、本業務の受託を希望される方は、内容をご確認の上、ご応募下さい。

記

1. 発注案件の概要

- (1) 件 名 ネットワーク再構築等作業
- (2) 場 所 新関西国際空港（株）
- (3) 本業務の概要
当社ネットワーク環境の再構築等作業
- (4) 履行期間 契約締結の日 から 2025年 3月 31日 まで
- (5) 予定価格 本業務の費用は 17,000,000 円（税抜）を上限とします。

2. 応募条件

(1) プロポーザル参加者間に、プロポーザルの適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係等（次の①～③）のある複数の者（以下、「複数の者」とする。）の同一プロポーザルへの参加は認めないこととします。

①資本関係

- ・親会社と子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

- ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ・一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

・①又は②と同視しうる関係が認められる場合

(2) プロポーザル参加者（自社、自社の役員、もしくは自社の親会社等を含む。共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条において以下同じ。）が次の各号の一に該当しないこと。

①個人であるプロポーザル参加者及び法人であるプロポーザル参加者の役員等が、暴力団員である場合又は暴力団員がプロポーザル参加者の経営に事実上参加していると認められるとき。

②プロポーザル参加者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

③プロポーザル参加者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

④プロポーザル参加者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

⑤プロポーザル参加者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の取引希望申し出者の資格の有無にかかわらず、①から④に規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

3. 応募手続

(1) 応募書類

本業務に係る企画提案の意思がある方は、下記1)～4)の書類を紙媒体で5部、提出期限までに郵送または持参にてご提出下さい。

1) プロポーザル参加申込書【様式1】

2) 企画提案書【任意様式】

3) 見積書【様式2-1、2-2】

本業務に係る費用（初期費用）を見積もり、見積書【様式2-1】に見積金額を記載するとともに、見積内訳書及び内訳表を合わせて袋とじし、見積金額の構成を明らかにして下さい。

また、本業務完了後のシステムに係る運用保守費用（年額）を見積もり、見積書【様式2-2】に見積金額を記載するとともに、見積内訳書及び内訳表を合わせて袋とじし、見積金額の構成を明らかにして下さい。

4) 秘密情報に関する誓約書【様式3】

(2) 提出期限

2024年 2月 16日（金）17時00分 厳守

(3) 提出先

新関西国際空港株式会社 総務部財務課 西村

TEL : 072 - 455 - 4047

E-mail : y-nishimura@nkiac.co.jp

〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地

(4) その他

本業務に関してご質問がある場合は、質問書【様式4】に記載の上、3. (2) に示す提出期限までに、3. (3) に示す提出先に電子メールにてご提出下さい。

4. 企画提案の選考

(1) 審査方法

別紙に掲げる評価項目に基づき総合的に評価し、最優秀企画提案者を選定します。また最優秀企画提案者に選定された方を契約候補者とします。

(2) プレゼンテーション

本選考についてはプレゼンテーションを実施します。詳細については、企画提案書提出後にお知らせします。実施日は2024年2月中旬を予定しております。

なお、1次審査を行う場合には、提出された企画提案書を基に1次選考を行い、上位2社にプレゼンテーションを行って頂きます。上位2社に選ばれました提案者様につきましては、別途ご連絡差し上げます。

(3) ヒアリング

選考過程において、当社から企画提案者に対して電話・電子メール等でヒアリングを実施する場合があります。また必要に応じて、デモンストレーションを実施していただく場合があります。

5. 失格条件

以下の条件にひとつでも該当する場合、4. (1) の評価対象とはせず、失格とします。

- ・「2. 応募条件」を満たしていない場合
- ・ 予定価格を超える見積金額を記載した見積書【様式2-1】を提出した場合
- ・ プロポーザルの内容に虚偽があった場合
- ・ 本業務の情報を他の関係機関に漏洩した場合
- ・ その他企画提案者が本選考の公正さを著しく阻害したと判断される場合

6. 選考結果の通知

2024年3月12日頃までに、最優秀企画提案者には契約候補者に選定された旨の通知をいたします。また、残念ながら契約候補者とならなかった企画提案者についてもその旨をご連絡いたします。なお、公平性を保つため選考結果に関する問い合わせには応じられ

ません。

7. 契約相手方の決定方法

契約候補者と契約内容について協議し、合意に達すれば契約となります。合意に達しない場合、選考結果における次点の企画提案者との間で同様の協議を行う場合があります。

8. その他・留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 提案書等すべての書類の作成および提出に要する一切の費用は企画提案者の負担となります。

(3) 契約相手方に決定された方は、以下を負担願います。

契約書作成時における正本2通分の収入印紙代

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした企画提案者あるいは現に更生手続中の企画提案者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした企画提案者あるいは現に再生手続中の企画提案者については、それを示す文書の写し（例：裁判所からの文書等）をご提出ください。

(5) 各企画提案者から提出頂いた提案書等の全ての書類については、選考結果に関わらず原則返却いたしませんので、ご了承ください。

以上

No	評価項目	評価項目	配点	評価の視点
1	構築実績	構築実績	10点	ベンダー実績
2-1	提案内容	構築スケジュール	20点	スケジュールの妥当性
2-2		インフラ構成		構成の妥当性、障害耐性や運用面への考慮
2-3		構築体制		体制図および役割分担の妥当性・明確さ
2-4		作業内容、成果物		実施内容や成果物の明確さ
3-1	費用	機器購入費用	30点	機器毎のメーカー・型番・費用の詳細見積の提示
3-2		構築費用		実施各フェーズやPJ管理にかかる費用及び工数(人工)の妥当性
3-3		運用保守費用		運用保守の費用及び工数(人工)の妥当性
3-4		ライセンス費用		機器やサービスのライセンス費用の提示
4-1	理解度と適合性	維持管理のしやすさ	40点	自社担当不在でもネットワーク・サーバーを安全に維持・運用できるための構成上のポイントが明記され、妥当であること。
4-2		セキュリティ対応		外部からの攻撃や内部からの情報漏洩等を抑止するためのネットワークの安全性を高めるための対応策が明記され、妥当であること。
4-3		切替の安全性		既存ネットワークから安全・円滑に切り替えを行うための具体的方法が明記され、妥当であること。切り戻しについても考慮されていること。
4-4		機器選定の妥当性		今回の提案に含まれる機器のメーカー・型番とその選定理由が明確であること。
4-5		拠点間接続		拠点間接続の方法とその選定理由が明確であること。
4-6		運用保守の適合度		構築後の監視・運用・保守の内容が明確であること。
4-7		提案活動や情報提供の充実度		提案活動全般を通しての全体的な評価

ネットワーク再構築等作業に関するプロポーザル説明書

1 プロジェクト概要

1.1 プロジェクトの背景

当社（NKIAC）ネットワーク環境は、関西エアポート株式会社（KAP）のネットワーク基盤を利用していますが、KAP からは保守性の維持のため、ネットワーク基盤の分離を要請されています。

また、現在のネットワーク環境自体も無線 LAN 環境が未整備であること、社内外のネットワーク速度が低速であること、テレワーク環境が整っていないといった課題を抱えており、今回のインフラ基盤刷新を機に、高速でセキュアなネットワーク環境の構築することになりました。

1.2 プロジェクトの目的

当社では、次のような課題があります。

- ・ 現在使用している KAP のネットワーク基盤が利用できなくなる。
- ・ オンプレサーバー（1 台）を KAP のサーバールーム内にハウジングしているが、サーバールームからの撤去を要請されている。
- ・ 他のサーバーは全て KAP ネットワーク上のクラウドサービス上で稼働している。
- ・ 居室内の有線 LAN 配線と HUB は自社の設備だが、LAN ケーブルはカテゴリ 5 であり、現在主流の 1Gbps 以上の帯域には対応していない。
- ・ 無線 LAN が未整備。
- ・ テレワークを行うための VPN 環境が未整備。
- ・ 現在は KAP ネットワーク基盤を利用しているため、構築元である関西エアポートテクニカルサービス社（KTS）の運用・保守サービスを受けているが、ネットワーク環境の独立に伴い、新たな運用・保守サービスベンダーを開拓する必要がある。

この課題を踏まえ、本プロジェクトの主な目的は以下の 6 点です。

- ① KAP のネットワーク基盤から独立した当社独自のネットワーク環境の構築。
- ② KAP サーバルームからのオンプレサーバーの移設。
- ③ 既存クラウド基盤上のサーバーの継続利用
- ④ 無線 LAN 環境の構築
- ⑤ テレワーク用 VPN 環境の構築
- ⑥ ネットワーク基盤運用の外部委託体制の確立

1.3 実現の方向性

現在当社で想定しているプロジェクトの目的に対する実現の方向性は次の通りです。なお、貴社において、前述の背景や目的を踏まえた上で、よりよい方策があれば提案ください。

なお、拠点フロア図、利用 PC 数などは別途補足資料として掲示します。

① 当社独自のネットワーク環境の構築

現在、KAP で提供されているインターネット回線は VDSL 回線だが、今回はベストエフォート 1Gbps の光回線を引き込むことを想定しています。

そのため、導入するネットワーク機器等は 1Gbps 対応に対応していただく想定です。

また、関西国際空港 (KIX)、伊丹空港 (ITM) 間の拠点間ネットワークも KAP 提供の回線を利用しているため、今回新たに拠点間ネットワークの構築を行う想定です。

② KAP サーバルームからのオンプレサーバーの移設

当社環境に移動を要請されているファイルサーバーは廃止し、運用の簡略化を目的とし、NAS に置き換えることを想定しています。

③ 既存クラウド基盤上のサーバーの継続利用

当該クラウドサービスは KTS が、LAN 接続方式で提供されるため、居室フロアより LAN 配線で当社ネットワークへの接続を行うことを想定しています。

なお、これらのサーバーは今回のネットワーク再構築完了後、適宜一般的なインターネット環境で利用可能な他社クラウドプラットフォームサービス (AmazonWebService、Microsoft Azure 等) への移行も想定しています。

④ 無線 LAN 環境の構築

関空、伊丹ともに事務所内に無線アクセスポイントを配置することを想定しています。

⑤ テレワーク環境の構築

現在はマジックコネクトを利用しているが、今回のネットワーク構築を機にインターネット VPN 環境を構築することを想定しています。

⑥ ネットワーク基盤等運用の外部委託

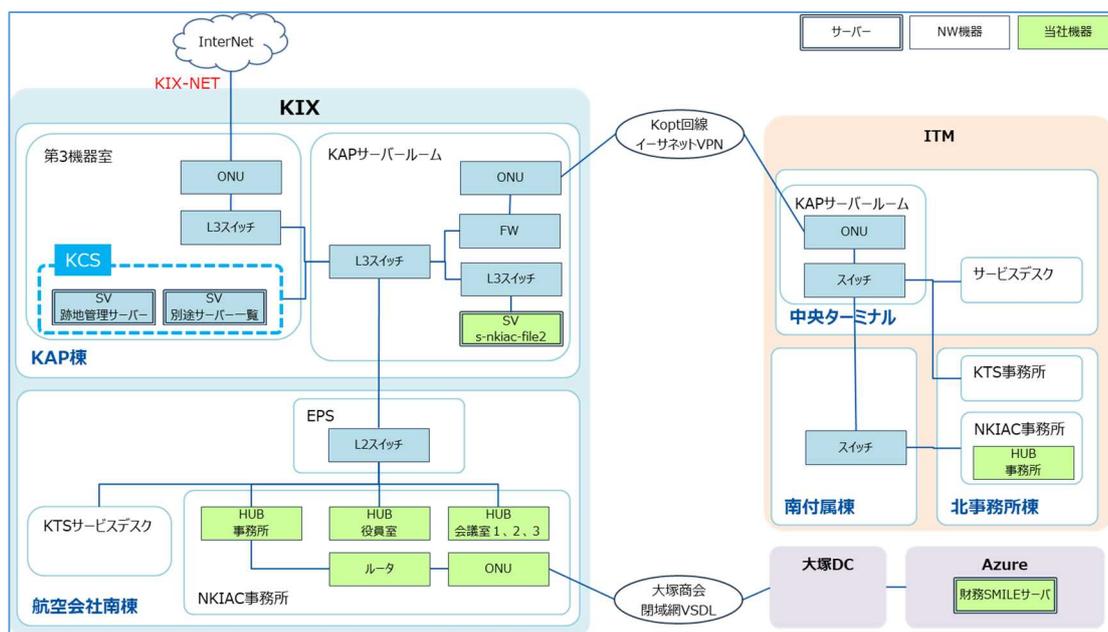
環境構築後は、回線、ネットワーク機器及び新規導入する NAS に関する監視・トラブル対応・バージョンアップ等の運用保守作業を委託する想定です。

1.4 プロジェクト対象範囲

今回のプロジェクトの対象範囲は、新規のネットワーク環境及びファイルサーバー用 NAS の設置及び当該作業に伴う開発・設計・移行・導入です。

参考までに現行のネットワーク構成図と、今回の再構築で実現したい構成図のイメージを掲示します。

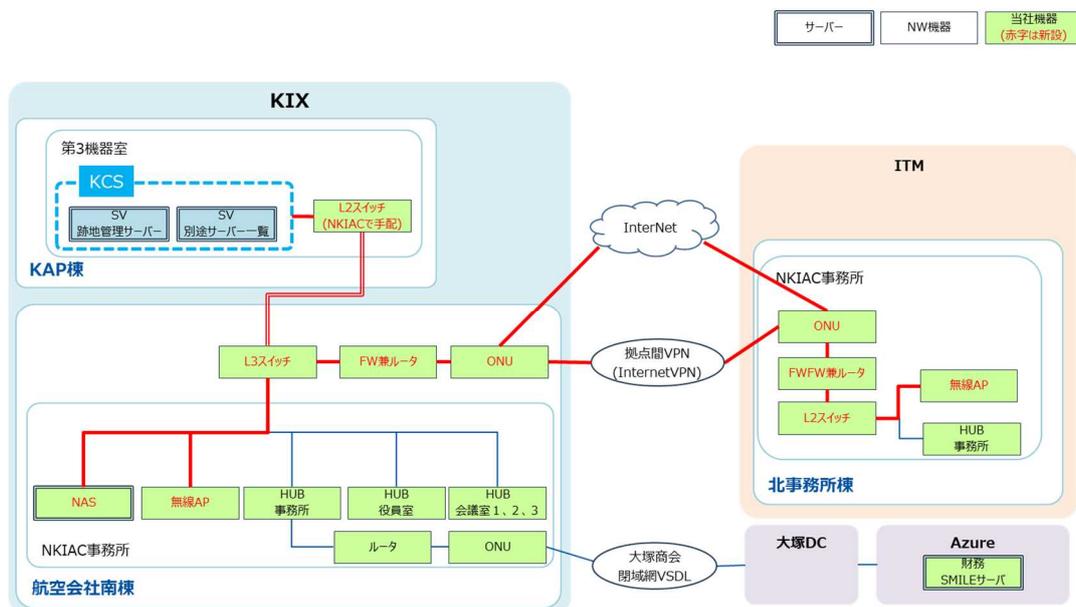
現行ネットワーク構成図：



現在の利用回線サービスについての補足

- ① インターネット接続：
KTS が提供する KIX-NET を利用しています。利用回線はフレッツ光 100Mbps ベストエフォート型 (VDSL) です。
- ② 関空 - 伊丹拠点間接続：
KAP の拠点間接続サービスを利用しています。回線はケイ・オプティコム VPN イーサネット 100Mbps ベスト・エフォート型です。
- ③ 大塚商会閉域網 VDSL：
Azure 上の財務 SMILE サーバーへの接続のため、大塚商会の閉域網サービスを利用しています。

新ネットワーク構成図：



利用予定の回線サービスについての補足

- ① インターネット接続：

フレッツ光またはオプテージ光の 1 Gbps 回線 (ベストエフォート型) を当社にて手配予定です。
- ② 関空 - 伊丹拠点間接続：

今回はインターネット VPN を構築する想定です。
- ③ 大塚商会閉域網 VDSL：

継続使用する想定です。
- ④ 既存クラウドサービスへの接続：

クラウドサービスへは LAN 接続を行う想定です。なお、KAP 棟 - 航空会社南棟までの配線は島内専用線のサービスを利用し、航空会社南棟地下 MDF から拠点フロアの EPS までは新規配線工事を行う。この回線・スイッチは当社で手配予定です。(上図赤二重線)

1.5 プロジェクトスケジュール

- ・ 2024 年 3 月から開始し、2024 年 6 月～7 月に構築を完了する想定です。

2 基本的要件

- ・ 24 時間 365 日安定稼働が可能な構成であること。
- ・ 柔軟な拡張性を持った構成とすること。
- ・ ネットワークを保護するためのセキュリティ対策を講じること。
- ・ 冗長化や、UPS の設置など障害発生時の業務継続性を確保するための措置を行うこと。
- ・ 当社は情報システム専任担当者が不在なため、当社事業所内は最小限の機器構成とすること。また、ネットワーク全構成機器に監視機能を有しており、外部から監視・運用が可能であること。
- ・ ネットワークの高速化を実現すること。
- ・ 最新の ICT 動向を踏まえた最適なネットワーク構成であること。
- ・ 構築後の運用保守を行うこと。

3 セキュリティ要件

今回のセキュリティ要件は以下のように考えています。ただし、提案に際し、以下の内容に追加、または変更することを妨げません。

基本的な考え方：社会通念上相当と考えられる機密性、完全性、可用性が確保できる技術的対策が講じられていること。

当該対応が必要と考えるリスク及び技術的対策例については以下の通り。

観点	技術的対策例
機密性	通信の暗号化、ファイアウォールによる不正アクセスの防止・検知、拠点間 VPN の構築、接続者の識別と認証 等
完全性	UTM によるセキュリティ対策、通信ログの取得・モニタリング 等
可用性	重要機器の二重化、UPS による停電・瞬停・瞬低対応、自動バックアップ、データ媒体の遠隔地保管 等

4 構築に関する要件

4.1 設計

今回のインフラ構築における設計フェーズは、以下に留意して実施すること。

なお、既存ネットワーク環境からの離脱後の既存ネットワークの原状復帰(当社独自設定の除去など) は対象としない。

- ・ 設計に先立ち、現行資料の調査及び現地調査を行うこと。なお、居室への無線アクセスポイントの設置については天井配線を想定しているため、アスベスト調査有無も確認すること。
- ・ 現行ネットワーク・システム運用担当者との調整を行い、既存環境の流用が可能な部分と新規工事や手配が必要な部分の洗い出しを行うこと。
- ・ 既存ネットワーク機器からの切り替えにあたり、既存の設計・構成の調査を行い、既存構成を十分に把握したうえで設計を行うこと。
- ・ VLAN の構成は必要に応じ、現状と同様の設定とすること。
- ・ ローカルネットワークにおいては、既存の IP アドレス体系は可能な限り引き継ぐこと。
- ・ 固定 IP については変更にあたっての影響範囲を洗い出し、対応すること。
- ・ 調査に基づきネットワーク構成を決定し、導入する機器やソフトウェアを決定し、ネットワーク設計を行い、設計書を作成すること。
- ・ 既存ネットワークから新ネットワークへの移行の際は、業務影響を極力抑え、円滑に切り替えるための手順を検討し、移行・切替手順書を作成すること。
- ・ 現在は有線 LAN のみの利用のため、LAN ケーブルはカテゴリ 5 を利用している。再構築では無線 LAN を標準利用し、有線 LAN は無線 LAN トラブル時の利用に限定するため、既設の有線 LAN ケーブルの再配線は最低限で実施すること。

4.2 機器やサービスの調達

今回のインフラ構築における機器やサービスの調達においては、以下に留意して実施すること。

- ・ ネットワーク設計に基づき、ネットワーク機器、LAN ケーブル、ソフトウェアなどの調達を行うこと。
- ・ ネットワーク機器は障害、不正アクセス等の管理監視機能を有し、効率的に運用できるものであること。
- ・ 調達機器は新品であり、なるべく新しいモデルで保守期間内に枯渇しない・かつ最新であってもある程度の使用実績があり、初期不良などの問題が起こらないものを選定すること。
- ・ 今回手配する機器については、メーカーオンサイト保守 (5 年～7 年) を有していること。

- インターネット接続の通信速度は、エンドユーザーレベルにて、ベストエフォート 1Gbps 以上で、可能な限り低遅延であること。
- 社内 LAN の通信最大速度は 1 Gbps 以上とし、新規に敷設する通信ケーブルのカテゴリは 5e 以上とすること。(前述の通り既設の HUB や HUB~PC 間のケーブルの刷新は不要。)
- 無線アクセスポイントは、IEEE802.11n の規格とすること。また、無線アクセスポイントは設置を考慮し、PoE 対応であること。
- 無線アクセスポイントは WPA2 または 3 のエンタープライズとし、許可された端末のみの接続を許可できる方式を採用すること。(証明書による認証が望ましい)。
- インターネット VPN による拠点間接続および、社外からのリモートアクセスが可能であること。なお、これらは原則ルーターでの実現を想定しているが、代替可能な別ソリューションがあればその限りではない。
- UPS の設置目的は、瞬低・瞬停対策および、停電発生時の安全な停止時間の確保と定義する。そのため接続機器に対し、最大で 10 分程度のバックアップ時間を目安に選定すること。
- NAS の機器およびウイルス対策ツールやソリューションの選定は、以下に示すデータ特性を踏まえて行うこと。

データ種類	更新	サイズ	バックアップ
当社設立前のデータ	発生しない	現時点で	年に 1 回、当社所有の外付 HDD に保管
株主総会用のデータ	年に 1 回株主総会後に当年度データを追加登録する	合計 4TB	

- 今回利用想定 of 機器・スペックは別紙にて参考資料として提示する。本情報はあくまで参考であり、同一規模の企業での各社利用実績を勘案し、最適な機器構成で提案すること。

4.3 構築

今回のインフラ構築においては、以下に留意して構築を行うこと。

- 情報処理全般に関する高度な技術及び判断能力等総合的な技術を有する者が作業を実施すること。
- 構築作業に当たっては、事前に当社および既存事業者、回線事業者などと打ち合わせを行うとともに、関係法令等を遵守の上、適切な人員配置の下作業を実施すること。

- ・ 打合せごとに議事録を作成し、担当者の確認を受けること。
- ・ ネットワーク構築作業においては、関係会社の情報セキュリティポリシー等を遵守すること。
- ・ 事業所内で作業を実施する際には、当該建物を管理している KAP へ提出する書類の作成に協力すること。
- ・ 官公庁等へ書類の提出が必要な場合、該当する書類の作成に協力すること。
- ・ 切替に応じて生じた不用品、廃用品は適切に廃棄すること。
- ・ LAN ケーブルにはタグ付けをすること。

4.4 テスト

今回のインフラ構築においては、以下に留意してテストを行うこと。

- ・ 作業後、各種ネットワーク試験を実施すること。（機能試験、運用試験、性能試験、故障試験、冗長化試験 等）
- ・ KTS が提供するクラウドサービスへの接続を除き、旧ネットワーク構成から分離・独立していることを確認すること。

4.5 切替

既存ネットワークの切り替えにおいては、以下に留意して実施すること。

- ・ 切替手順を作成・提示し、当社担当者の承認を得て作業を実施すること。
- ・ 並行稼働期間を設ける等、業務継続性に影響を与えないように実施すること。
- ・ プロバイダー移行に伴うホームページのドメイン移管を行うこと。
- ・ 切替後に障害が発生した場合の対応策を準備しておくこと。
- ・ 切替については以下の流れを想定しているが、他社事例に応じて最適な手順を提示すること。
- ・ 切替時に NAS に対し移行元のファイルサーバーのデータを保管すること。



4.6 運用保守

今回要求する運用保守の要件は以下の通りとします。

- サービス提供：24 時間 365 日（原則）
- 障害対応：24 時間 365 日（障害・攻撃等によるネットワーク停止は原則即時対応）
- 保守・問合せ対応：平日 9 時～17 時 30 分（土日祝や年末年始除く）
- サービス停止を伴うメンテナンス作業は原則停止予定日の 1 週間前までに連絡をすること。
- セキュリティについては、パッチ適用／ウィルス検知／ログ異常検知等の状況は常に監視し、必要があれば都度報告及び対応を行うこと。
- 問合せ対応、運用作業、障害発生、リソース監視、セキュリティ管理についての毎月の報告を行うこと。
- 機器及びサービスのバグやバージョンアップ情報については適宜提示し、当社との相談の上速やかに対応を行うこと。
- なお、インフラ構築後当面の間は、今回契約会社に保守を委託する想定だが、将来的な運用保守会社の見直しが発生する可能性があることに留意し、運用保守の手順書や構成管理は適宜実施すること。

4.7 プロジェクト要件

① プロジェクトスケジュール

本プロジェクトのスタートは2024年3月を予定しております。

本プロジェクト目標は、2024年7月の本稼働とします。ただし、プロジェクトスケジュールは貴社からのご提案をもとに再検討することとします。なお、提案の際は、作業フェーズ、タスクの定義を明記願います。

各作業フェーズ、タスクにおける貴社と当社の役割分担もあわせて明記願います。

② 体制及び役割分担

本プロジェクトを実施する上で必要とされる体制について記載してください。また、体制内での各要員の役割、人数、氏名、スキル（参加予定者が決定している場合）を明記下さい。プロジェクトマネージャ当主要メンバーについては、経歴、資格、ネットワーク構築経験などについても記載願います。

③ プロジェクトの運営方法

各フェーズにおけるプロジェクト運営方法に関して、進め方、各種会議体の記載をお願いします。また、本プロジェクトを実施する上で、考慮すべきリスク（重点管理項目等）について分析し、その対応も含めて記載をお願いします。

- 本システムを導入するに際して、導入方法論が整備されており、当該方法論に基づいてプロジェクトを遂行すること。
- プロジェクト開始にあたって、事前にプロジェクト計画書及び作業項目(WorkBreakdownStructure等)を提示すること。

④ 成果物

成果物については、サンプルをご提示ください。

- 成果物として以下のドキュメントを含めること。

スケジュール

課題管理表

議事録

ネットワーク構成図

ネットワーク配線図

作業完了報告書

動作確認等の試験実施計画書及び結果報告書

運用手順書

一般社員向けネットワーク接続マニュアル

打ち合わせ議事録

各機器の設定内容一覧

ラック搭載書（必要に応じて）

- 上記以外に貴社が想定している成果物があれば記載すること。

5 提案依頼内容

5.1 提案依頼事項

提案書には 1.及び 2.を踏まえ、少なくとも以下の事項を記載してください。

1. 会社概要について
 - ・ 会社概要を記載してください。
 - ・ 同一規模（PC 台数、接続拠点数等）などでの構築実績を記載してください。
2. ご提案の主旨、概要について
 - ・ 本書要件および必要に応じて貴社事前調査・ヒアリングに基づき、提案趣旨、概要について簡潔に説明ください。
3. 構築スケジュール
 - ・ 貴社の提案する構築スケジュールを提示してください。
4. インフラ構成
 - ・ 本書要件および必要に応じて貴社事前調査・ヒアリングに基づきインフラ構成図と、特徴についてご説明ください。
5. 構築体制
 - ・ 構築に関する貴社体制や、当社との役割分担について記載してください。
6. 構築費用見積
 - ・ 機器の調達費用及び、設計・構築・テスト・切り替えに係る工数・費用を記載してください。
 - ・ 機器調達費用については機器毎の費用を明記してください。
7. 運用保守費用見積
 - ・ 構築後の運用保守の想定工数・費用を記載してください。（期間は構築後～2025年3月末までとする。）
 - ・ 機器保守期間中のライセンス費用が発生する場合は、その費用を記載してください。

8. 各種要件への対応について

以下の要件については具体的な実現方法をご説明ください。

- ① 自社情報システム専任担当不在でもネットワーク・サーバーを安全に維持・運用するための構成上のポイント
- ② 外部からの攻撃や内部からの情報漏洩等を抑止するためのネットワークの安全性を高めるための対応策
- ③ 既存ネットワークから安全・円滑に切り替えを行うための具体的方法と、切り戻しに関する考慮点
- ④ 今回の提案に含まれる機器のメーカー・型番とその選定理由
- ⑤ 拠点間接続の方法とその選定理由
- ⑥ 構築後の監視・運用・保守の内容（特に障害検知後の報告～対応までの流れがわかるようなもの）
- ⑦ オンプレサーバーのクラウド移管について、クラウドの選定理由と移管方法

9. その他

将来の KCS 上のサーバーのクラウド移管についても対応可能であればその旨をご記載ください。

現行システム、インフラなどの運用経験に基づく貴社独自の観点、貴社に依頼することのメリットがあればご記載ください。オンプレサーバーのクラウド移管について、クラウドの選定理由と移管方法

5.2 補足事項

- ・ 提案書はわかりやすく平易な文言を使用してください。専門用語を使用する場合は、脚注等に用語の説明を記載してください。

参考資料

参考資料 1 : 現行構成図

参考資料 2 : 新構成図案

参考資料 3 : 想定機器スペック

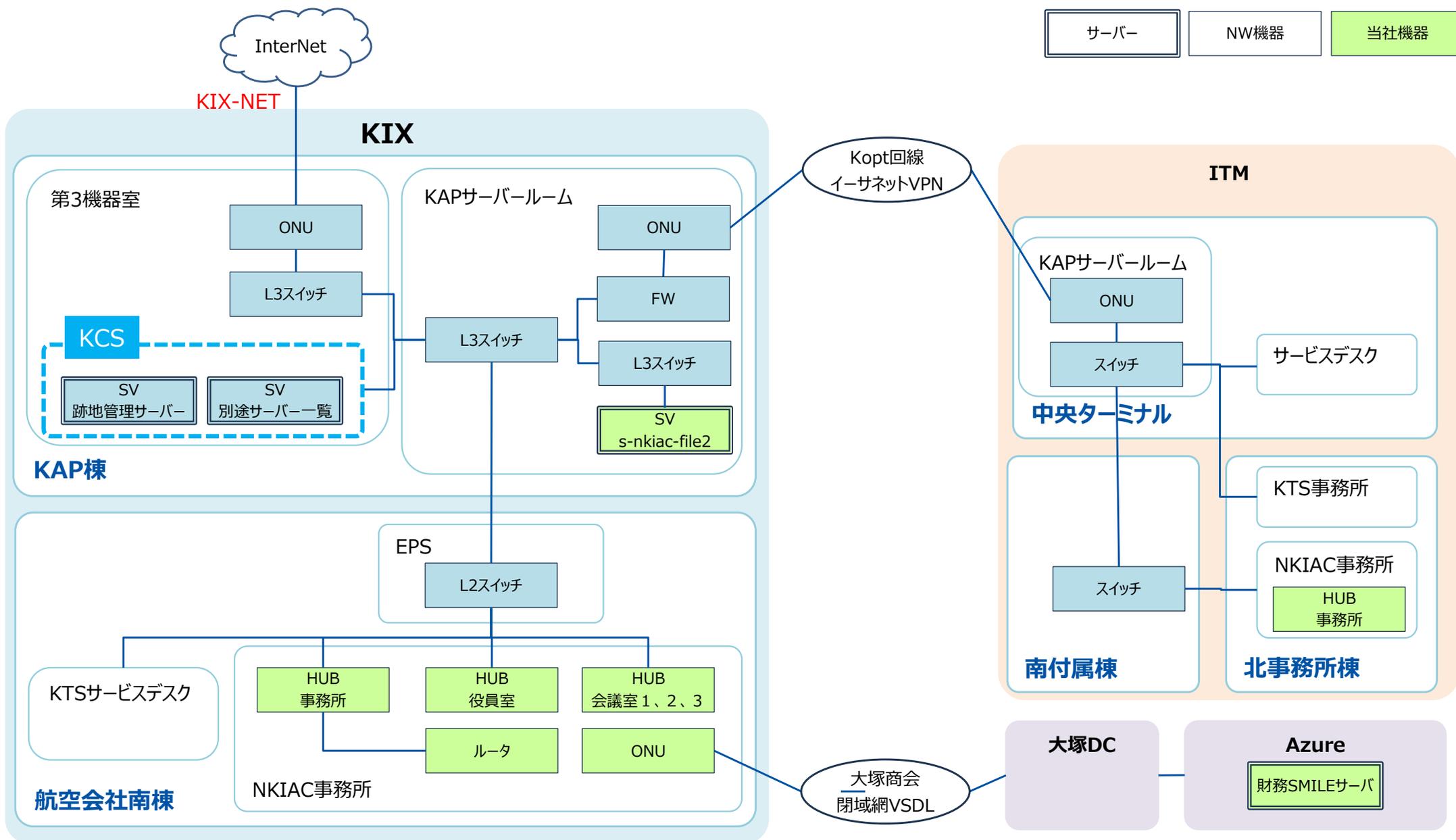
参考資料 4 : 拠点・接続機器数

参考資料 5 : オフィス平面図 関西国際空港 航空会社南棟 4F

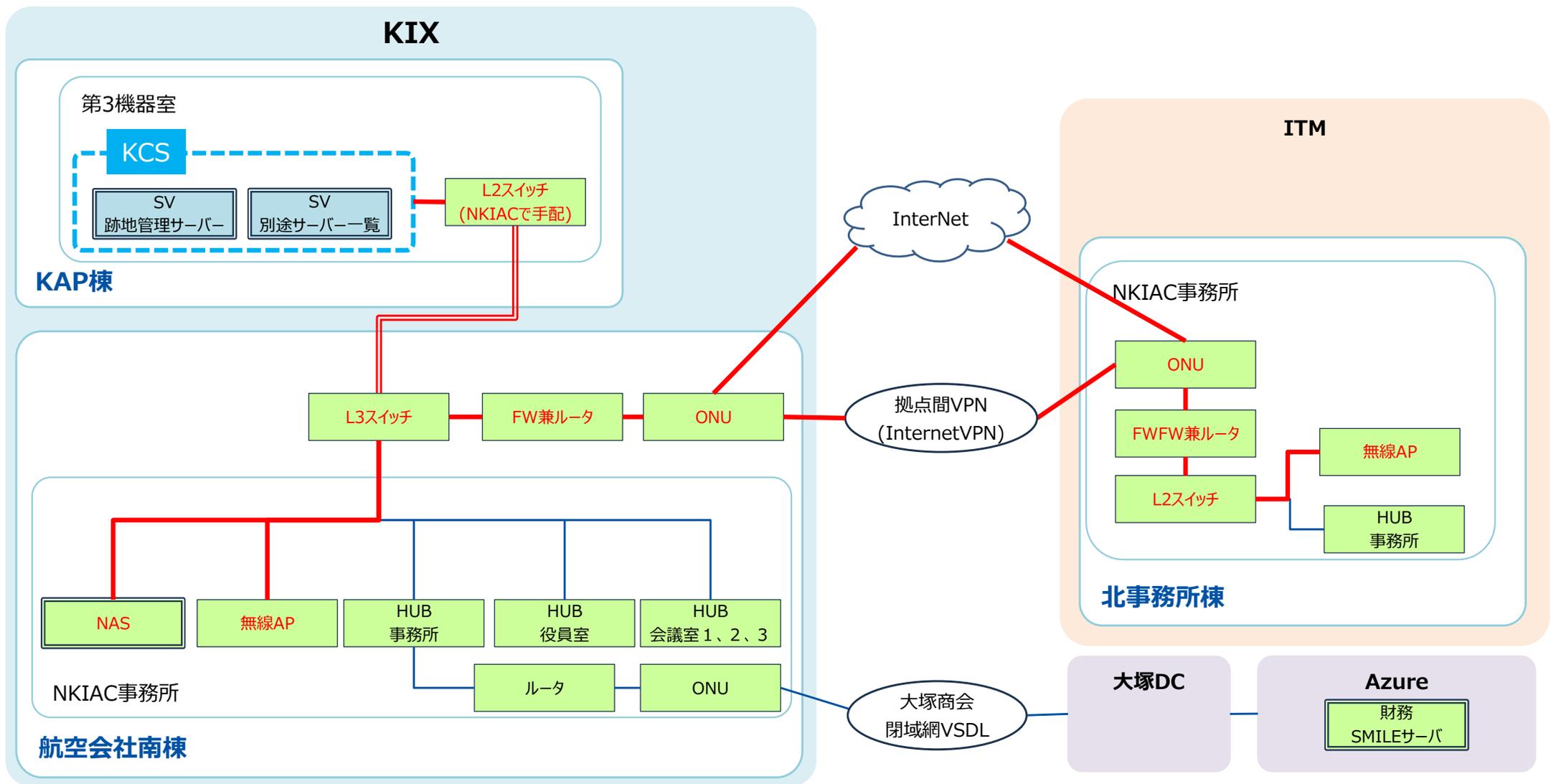
参考資料 6 : サーバー一覧

参考資料 7 : VLAN一覧

資料 1 : 現行構成図 2023.08時点



資料 2 : 新構成図案



資料 3 : 想定機器スペック



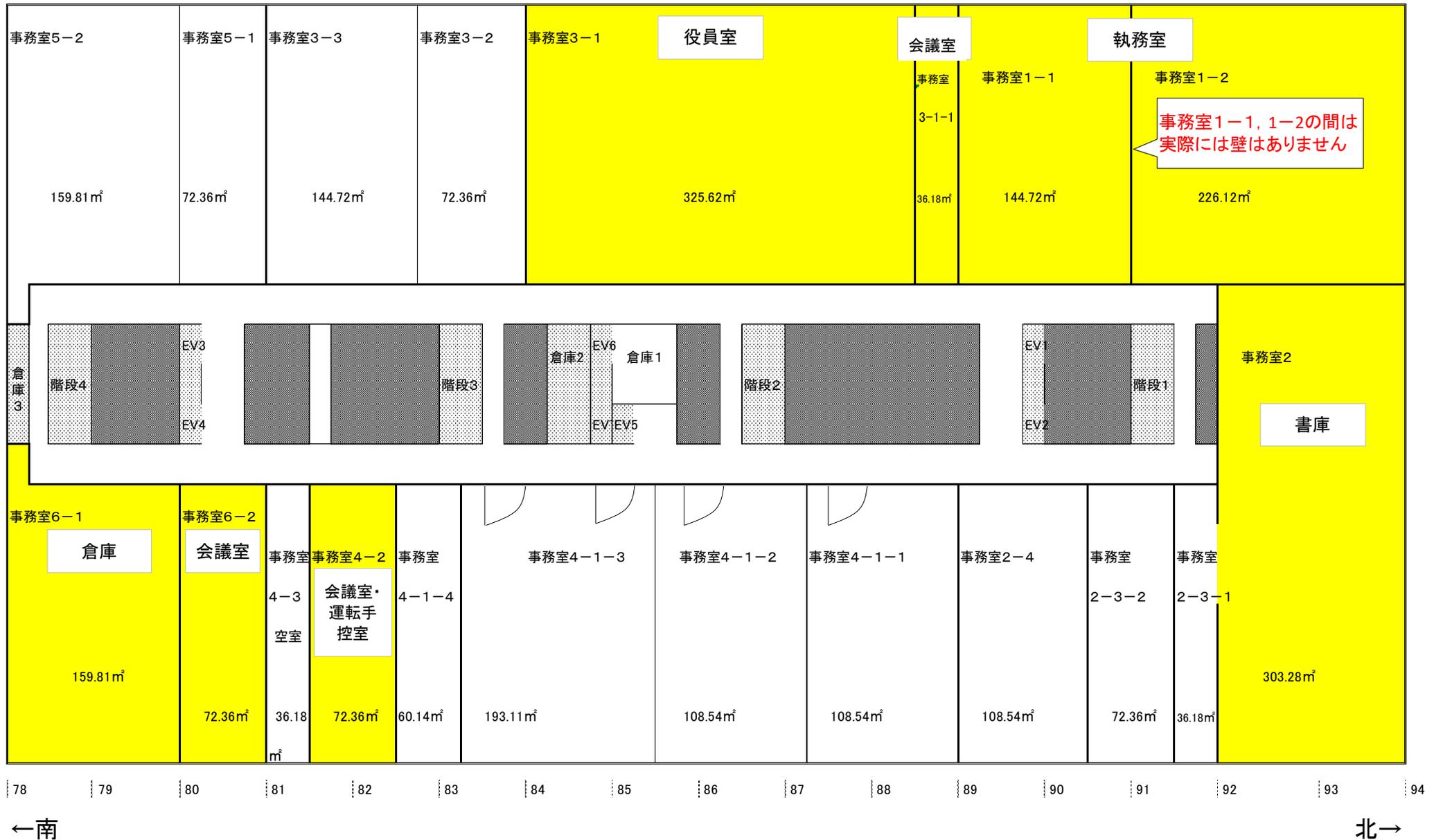
種類	参考メーカー・機器名	参考スペック
ルーター・ファイアウォール (関空設置分)	FortiGate80F	スループット：最大10Gbit/s VPNスループット：6.5Gbps 同時セッション数：1,500,000 LANインタフェース数：8、WANインタフェース数：1 接続方式：IPv4/IPv6
ルーター・ファイアウォール (伊丹設置分)	FortiGate60F	スループット：最大10Gbit/s VPNスループット：6.5Gbps 同時セッション数：700,000 LANインタフェース数：8、WANインタフェース数：1 接続方式：IPv4/IPv6
無線アクセスポイント	Aruba AP505	WiFi規格：802.11ax 対応周波数：2.4GHz / 5GHz MIMO：2 x 2:2 最大データレート：574Mbps(2.4GHz)/1.2Gbps(5.0GHz) 認証方式：WPA2/WPA3 (エンタープライズ)
認証サーバー	Soliton NetAttest EPS-SX15A-A	利用ユーザー数：100～200 クライアント証明書発行
スイッチ (関空設置分)	Aruba 6200F 24G	LANポート数：24 PoE機能：370Wクラス4 PoE/PoE+ スイッチング容量：56Gbps スループット：41.6Mpps
スイッチ (伊丹設置分)	Aruba 6000 12G	LANポート数：12 PoE機能：139Wクラス4 PoE/PoE+ スイッチング容量：32Gbps スループット：23.8Mpps
UPS	APC Smart-UPS SMT500	動作方式：ラインインタラクティブ方式 定格容量：360W/500VA ※こちらは上記機器構成を前提にした場合です。提案機器に応じてご検討ください。
NAS	Buffalo WSH5420DN16W2	OS：Windows Server IoT 2022 for Storage Standard HDD 総容量：16TB 実効容量：8TB (RAID6) RAID：HDD冗長化を行い1～2本のディスク障害に耐えられることを必須条件とする。

資料 4 : 拠点・接続機器数

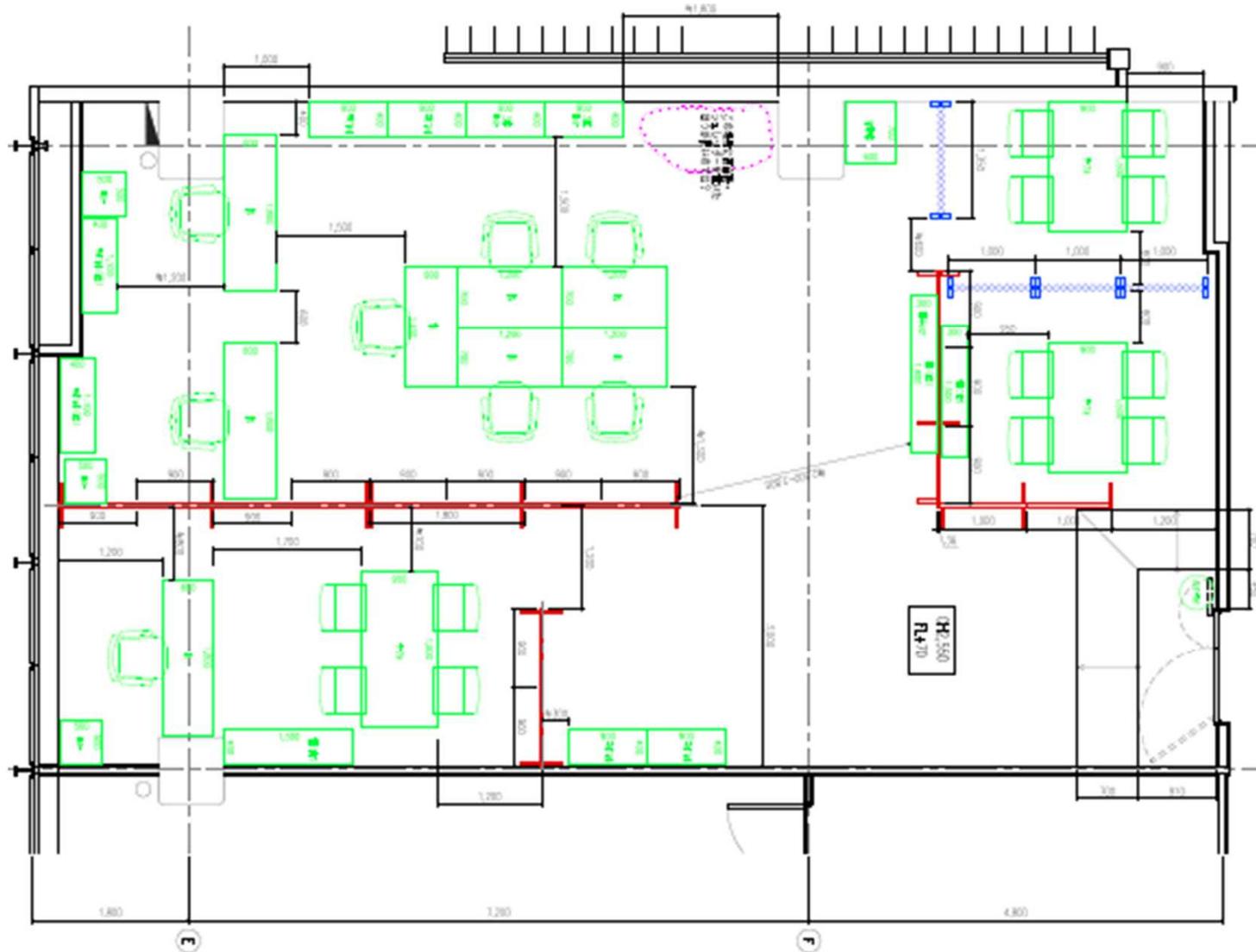


拠点	居室	接続機器数
関西国際空港 航空会社南棟 4F 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中 1 番地	役員室	パソコン 50台 複合機 3台 (役員室1台、執務室 1・2 に 2 台)
	執務室	
	会議室 1	
	会議室 2	
	会議室 3	
	書庫	
	倉庫	
関西エアポート棟 大阪府泉佐野市 泉州空港北1番地	第3機器室 KAPサーバールーム	当社機器を配置する想定はない。
大阪国際空港 北事務所棟 大阪府豊中市蛸池西町 3丁目5 5 5 番地	執務室	パソコン 5台 複合機 1台

資料 5 : オフィス平面図 関西国際空港 航空会社南棟 4F



資料 5 : オフィス平面図 伊丹空港



資料6：サーバー一覧



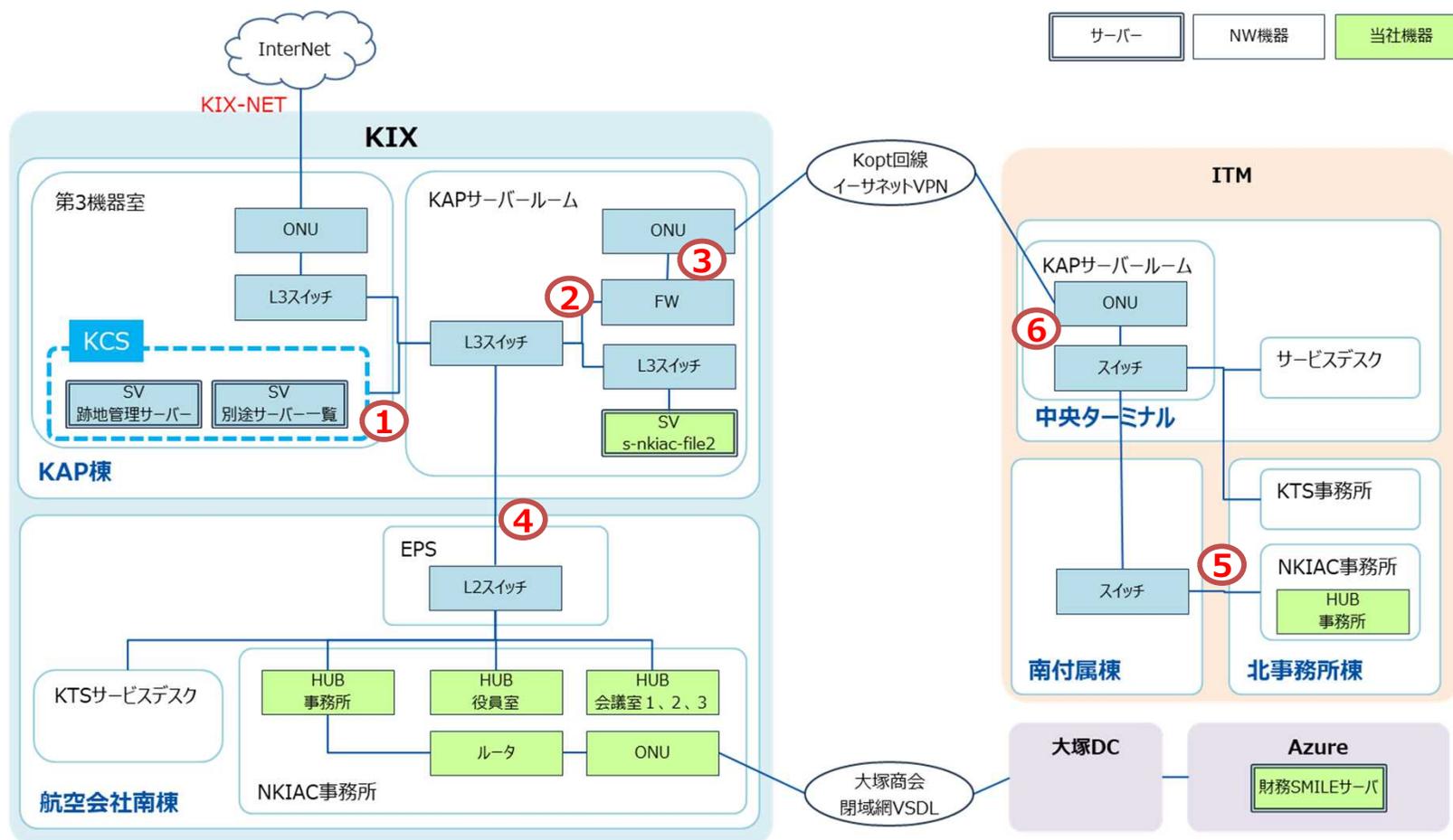
サーバー名	サーバー役割	サーバー	その他
S-NAD1	ADサーバ（主系） ※AD+DNS	KCS（KAPクラウド）	
S-NAD2	ADサーバ（副系） ※AD+DNS	KCS（KAPクラウド）	
S-NSAD1	Office365同期用サーバ	KCS（KAPクラウド）	
S-NSMTP	SMTPサーバ	KCS（KAPクラウド）	
S-NWSUS	WSUS管理サーバ	KCS（KAPクラウド）	
S-NCORP	ウイルスバスター管理サーバ	KCS（KAPクラウド）	
S-NDHCP	DHCPサーバ	KCS（KAPクラウド）	
S-NPRINT1	プリントサーバ#1	KCS（KAPクラウド）	
S-NIFILTERLOG	iFilterログサーバ	KCS（KAPクラウド）	
S-NKIAC-FILE	ファイルサーバ#1	KCS（KAPクラウド）	
S-NKIAC-FILE2	ファイルサーバ#2	オンプレ	この再構築でクラウド化を希望
S-NKIAC-FILEBAK	ファイルサーバ#1のバックアップ	KCS（KAPクラウド）	
S-NIFILTER	Proxyサーバ、フィルタリングサーバ	KCS（KAPクラウド）	固定IPあり DMZ上で運用
S-NKIAC-SKY	セキュリティ	KCS（KAPクラウド）	
S-NEVNS	eValueNSサーバ（WEB/DB）	KCS（KAPクラウド）	
S-NDWH	DWHサーバ	KCS（KAPクラウド）	
S-ATOCHI	跡地管理システム	KCS（KAPクラウド）	

- 他、固定IPを一つFWのDMZ側ポート用（ファイアウォール）で利用。／ホームページはKIX-NETで提供されている領域を利用。
- KCS上のサーバーはネットワーク再構築後に、AWS,Azure等のクラウド環境への移行も想定している。

資料 7 : VLAN一覧



VLAN名
①KCS
②DMZ
③インターネット接続
④航空会社南棟
⑤伊丹（大阪国際空港本部）
⑥関空—伊丹間ネットワーク



様式1

受付番号	
------	--

プロポーザル参加申込書

貴社が発注する「ネットワーク再構築等作業」のプロポーザルに参加を希望しますので、「お知らせ」及び「ネットワーク再構築等作業に関するプロポーザル説明書」の各事項を承知の上、関係書類を添えて、応募します。

なお、応募書類及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

新関西国際空港株式会社
代表取締役社長 保田 亨 殿

住 所 :

名 称 :

代 表 者 :

印

プロポーザル参加申込書

貴社が発注する「ネットワーク再構築等作業」のプロポーザルに参加を希望しますので、「お知らせ」及び「ネットワーク再構築等作業に関するプロポーザル説明書」の各事項を承知の上、関係書類を添えて、応募します。

なお、応募書類及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

****年**月**日

新関西国際空港株式会社
代表取締役社長 保田 亨 殿

住 所 : *企画提案者の所在地を記入する

名 称 : *企画提案者の名称を記入する

代 表 者 : *代表者の役職名及び氏名を記入する 印

(注) 必ず本社名で応募願います。
支社へ委任した形式での応募は一切認めておりません。

(様式2-1)

見 積 書

件 名 NKIACネットワーク再構築等作業

見 積	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額											

(税抜)

別紙内訳書のとおり、上記金額にて見積致します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

新関西国際空港株式会社

代表取締役社長 保田 亨 殿

NKIACネットワーク再構築等作業

見積内訳書

2024年 1月

株式会社〇〇

	名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	備 考
	NKIACネットワーク再構築等作業						
1	ネットワーク機器費用		1	式		0	機器毎の内訳表(任意様式)を作成して下さい。
							(例)内訳表1のとおり
1	ネットワーク構築設計・作業		1	式		0	単価の内訳表(任意様式)を作成して下さい。
							(例)内訳表1のとおり
2	サーバー移設作業		1	式		0	単価の内訳表(任意様式)を作成して下さい。
3	HPドメイン移管作業		1	式		0	単価の内訳表(任意様式)を作成して下さい。
4	プロジェクト管理		1	式		0	単価の内訳表(任意様式)を作成して下さい。
	計					0	
	消費税					0	
	合計					0	

(様式2-1)

見 積 書

件 名 NKIACネットワーク運用保守

見 積	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額											

(税抜)

別紙内訳書のとおり、上記金額にて見積致します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

新関西国際空港株式会社

代表取締役社長 保田 亨 殿

NKIACネットワーク運用保守

見積内訳書

2024年 1月

株式会社〇〇

大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地
新関西国際空港株式会社
代表取締役社長 保田 亨 殿

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「ネットワーク再構築等作業」（以下「本目的」という。）に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

（秘密情報）

第1条 弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

- (1) 開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
- (2) 開示に先立って弊社が知っていたもの。
- (3) 貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
- (4) 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- (5) 法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
- (6) 本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）

第2条 弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）

第3条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）

第4条 本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）

第5条 本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

年 月 日

住 所

氏 名

大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地
新関西国際空港株式会社
代表取締役社長 保田 亨 殿

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「ネットワーク再構築等作業」（以下「本目的」という。）に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

（秘密情報）

第1条 弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

- (1) 開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
- (2) 開示に先立って弊社が知っていたもの。
- (3) 貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
- (4) 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- (5) 法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
- (6) 本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）

第2条 弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）

第3条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）

第4条 本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）

第5条 本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

****年**月**日

住所 【企画提案者の所在地】 ****
【企画提案者の名称】 ****
氏名 【代表者氏名】 代表取締役社長 **** (印)

様式4

質 問 書

件名： ネットワーク再構築等作業

本質問に関する	住 所	〒 ー		
	電 話 番 号	ー ー	F A X 番 号	ー ー
	会 社 名			
連 絡 先	担 当 者 名	(所属・職名)	(氏 名)	

業務委託契約書

- 委託業務の名称 ネットワーク再構築等作業
- 委託業務の場所 新関西国際空港株式会社
- 履行期間 自 契約締結日 至 2025年3月31日
- 委託金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

上記の業務について、委託者 新関西国際空港株式会社（以下「発注者」という。）と受託者 *****(以下「受注者」という。）とは、おののおの対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

2024年 月 日

住所 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中一番地
発注者 新関西国際空港株式会社
氏名 代表取締役社長 保田 亨

住所
受注者
氏名

(受託者の注意義務)

第1条 受注者は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

2 受注者は、この契約の履行にあたって暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）から妨害又は不当な要求を受けた場合は、警察署への届出及び発注者への報告をしなければならない。また、受注者の下請負人が反社会的勢力等から妨害又は不当な要求を受けた場合は、届出等を当該下請負人に指導しなければならない。

(業務委託)

第2条 受注者は、企画提案書に基づき頭書の委託金額で委託業務を完了するものとする。

2 受注者は、企画提案書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託)

第4条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受注者は、委託業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。なお、再委託の内容を変更するときも同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

一 コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするとき

二 軽微な変更該当するとき

4 受注者は、前項の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うな

ど複数の段階で再委託が行われるときは、前項第1号の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 5 受注者は前2項の場合において、発注者がこの契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 6 受注者は、再委託を行なう場合には、当該第三者に対して、関係法令を遵守しなければならない。
- 7 受注者は、再委託を行う場合において、発注者による指名回避の措置を受けている者及び第9条の3第1項各号に該当する者を再委託の相手方としてはならない。
- 8 受注者が第9条の3第1項各号に該当する者を再委託の相手方としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 9 前項の規定によりこの契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（係員等）

第5条 発注者は、受注者が実施する委託業務について担当する職員（以下「係員」という。）を定めて書面をもって受注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、業務を実施するに当たっては、係員と協議のうえ行うものとする。

（業務責任者）

第6条 受注者は、業務責任者を定め書面をもって発注者に通知するものとする。

（委託業務の報告等）

第7条 発注者は、必要と認めたときは、受注者に対して委託業務の実施状況について報告を受け又は説明を求める等の措置をとることができるものとする。

（業務内容の変更）

第8条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除1)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- 一 解約を申し出たとき。
- 二 履行期間又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みのないことが明らかなきとき。
- 三 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生、会社更生、破産若しくは競売等の申し立てを受け、又は自ら民事再生、会社更生若しくは破産の申し立てをしたとき。
- 四 行政庁により営業停止又は営業免許若しくは登録の取消処分を受けたとき。
- 五 振出、保証、引受又は裏書した手形、小切手が不渡、支払停止となったとき、あるいはその他財産状態が悪化したと発注者が判断するとき。
- 六 解散したとき。
- 七 第4条第8項の規定により発注者からこの契約の解除を求められた場合において、これに従わなかったとき。
- 八 前各号のほか、この契約に違反し、又はこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、違約金として委託金額の10分の1に相当する額を発注者に支払うものとする。ただし、前項第1号の場合において、受注者の責めに帰さない事由によるときは、この限りではない。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第9条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託金額（この契約の締結後、委託金額の変更があった場合は、変更後の委託金額とし、単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額とする。）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に見積書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者及び受注者の代表者、役員、代理人若しくは使用人その他の従業員の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じて、年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を発注者に支払うものとする。
 - 3 発注者は、第1項に規定する違約金の支払請求に代え、当該違約金の額を委託金額の支払額から控除する措置をとることができる。
 - 4 発注者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第14条の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる場合に該当しないことが明らかになるまでの間、同項に規定する違約金に相当する範囲内において、委託金額の一部の支払を行わないことができる。
 - 一 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が調査を開始したとき。
 - 二 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し事前通知を行ったとき。

- 三 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し納付命令又は排除措置命令を行ったとき。
- 四 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。
- 五 その他この契約に関し違反行為があったと疑うに足りる相当な理由が認められるとき。
- 5 発注者は、前項の場合においては、遅延利息の支払を要しないものとする。
- 6 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 7 発注者は、受注者がこの契約に関し違反行為を行ったと認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(契約の解除2)

第9条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は受注者が受けた損害についてはその責めを負わないものとする。

- 一 役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が反社会的勢力等の関係者（以下「反社会的勢力等関係者」という。）であると認められるとき。
 - 二 反社会的勢力等関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力等関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力等又は反社会的勢力等関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - 五 役員等が反社会的勢力等又は反社会的勢力等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 第4条第4項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとする場合、その相手方が第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者に対し違約金として

委託金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、やむを得ない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なく、その事由を明記した書面により履行期間の延長を求めることができるものとし、その延長の期間は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が当事者双方の責めに帰さない事由による場合、又は発注者の責めに帰す事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第12条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務が完了しない場合においては、発注者は、委託期間満了の日の翌日から起算して委託業務完了の日まで委託金額に対して年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の損害金を受注者から徴収する。発注者がその責めに帰すべき事由により第14条の規定による委託金額を支払期限までに支払わない場合は、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じて、年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(検査)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に業務完了届を提出しなければならない。

- 2 発注者は、受注者から前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に発注者又は発注者が検査を行う者として定めた者（以下「検査員」という。）により検査を行わなければならない。

（委託金額の支払）

第14条 受注者は、前条の規定により検査に合格したときは、書面をもって発注者にその支払を請求することができる。ただし、その請求金額は受領済みの部分払金額を控除した額とする。

- 2 発注者は、第1項の請求を受理したときは、その請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに委託金額を支払わなければならない。

（部分払）

第14条の2 受注者は、業務の完了前に、業務の各作業工程に係る委託金額の部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払の請求をしようとするときは、あらかじめ当該作業工程を完了したことについて、検査員の確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、その請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに部分払金額を支払わなければならない。

（委託金額の変更方法等）

第14条の3 委託金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、委託金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、前2項の規定を準用する。
- 4 委託金額を変更する場合は、契約締結時の見積内訳書の単価を基準とする。なお諸経

費相当部分については、契約締結時の見積内訳書における諸経費と直接人件費の比率を適用し、変更するものとする。

- 5 類似の項目について新単価を定める必要がある場合は、契約締結時の見積内訳書の類似項目の単価水準を基準とする。
- 6 契約に含まない新たな項目が追加となる場合、その単価については実勢価格を基準として算出し、発注者と受注者が合意した後、受注者は着手するものとする。

(印紙税)

第15条 印紙税法により課せられる本契約書作成に係る印紙税は、全て受注者が負担するものとする。

(秘密情報の取扱)

第16条 受注者は、委託業務を行うにあたり知り得た発注者の秘密情報及び発注者から提供を受けた個人情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩してはならない。

- 2 受注者は、秘密情報を厳重に管理し、保持する義務を負う。
- 3 受注者は、委託業務の実施にあたり必要最小限度の役員又は使用人に限り秘密情報を取り扱わせることができる。この場合、受注者は、秘密情報を取り扱う役員又は使用人に対し、必要な教育を実施し、同様の守秘義務を負わせなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報について、複写又は複製をしてはならない。ただし、発注者の事前の書面による承諾を得た場合に限り、複写又は複製をすることができる。
- 5 受注者は、秘密情報について、委託業務の実施の目的以外に利用してはならない。
- 6 受注者は、本契約期間満了時、又は期間満了前であっても、以後秘密情報を保持する必要のなくなったことを発注者と受注者で確認した場合は、ただちに、発注者より提供された文書又は磁気ディスク等すべての秘密情報媒体物並びに第4項のただし書の定めるところにより作成した複写物、複製物等を発注者に返還又は復元できない方法により廃棄しなければならない。
- 7 受注者は、委託業務の実施にあたり、業務の再委託を行う場合には、再委託先及びその役員及び使用人に対し、本契約に定める秘密情報の取扱に係る受注者の義務と同様の守秘義務を負わせなければならない。
- 8 発注者は、受注者の同意を得た上で、委託業務に係る受注者の作業場所に立入り、秘

密情報の管理状況を検査することができる。また、秘密情報の管理につき発注者から報告を求められたときは、速やかに必要な事項を報告しなければならない。

- 9 受注者は、秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合、ただちに発注者に報告するとともに、苦情対応等、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を受注者の責任と費用負担において講じるものとする。また、受注者の責めに帰すべき事由により、秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合、受注者は、発注者の指示に基づき受注者の責任と費用負担においてこれらに対処するものとする。この場合において、発注者が直接又は間接の損害を被ったときは、受注者は発注者に対して当該損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合はこれらの限りではない。

(産業財産権)

第17条 受注者は、この契約に伴い、新たな特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権若しくはその他の権利の対象となる技術情報、ノウハウ（以下「産業財産権」という。）を生出した場合には、直ちにその旨を発注者に書面をもって通知し、発注者と受注者とが協議の上、所要の措置を講ずる。

- 2 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が受注者のみによって完成されたものであるときは、産業財産権は、受注者の単独所有とし、原則として、受注者は発注者に対して当該産業財産権を無償で使用することを許諾する。
- 3 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が発注者と受注者双方によって完成されたものであるときは、当該産業財産権は、発注者と受注者の共有とする。
- 4 受注者の単独所有の産業財産権の出願手続きは、受注者が単独で行い、受注者が費用の全部を負担する。
- 5 発注者と受注者の共有とする産業財産権の出願手続きは、発注者と受注者とが協議のうえ決定し、費用は、発注者と受注者とが協議のうえ負担する。

(協議事項)

第18条 この委託契約について定めのない事項、又はこの契約に定めている事項について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関する訴えの管轄については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(案)